

日本小児リウマチ学会 理事メーリングリスト運用に関する規程

(平成 30 年 10 月制定)

(目的)

第 1 条

一般社団法人日本小児リウマチ学会（以下「本法人」という）理事メーリングリスト（以下「理事 ML」という。）は、本法人理事の情報交換（情報提供・メール協議等）を促進するために設置する。

(管理)

第 2 条

理事 ML の管理は、本法人事務局が管理し、理事 ML へのメンバー登録・廃止は、本法人理事への就任・退任と同時に行う。また、メールアドレスの変更は本法人事務局へ届け出ることにより行う。

(責任範囲)

第 3 条

本法人事務局は、各理事が理事 ML 利用に関し、他の理事 ML メンバーまたは第三者に与える損害等について、一切責任を負わない。

(遵守義務)

第 4 条

理事は、理事 ML を利用するにあたり、以下の事項を遵守するものとする。遵守されていないと思われる場合には、理事長・副理事長において判断し注意・警告・勧告を行なう。勧告を受けたにもかかわらず義務違反を続けた場合は、登録廃止する場合がある。

- ① 営利を目的にしないこと
- ② 個人及び団体等を誹謗中傷しないこと
- ③ 公序良俗に反する行為をしないこと
- ④ 政治活動、宗教活動に係わらないこと
- ⑤ その他、理事長・副理事長が不適切とみとめた内容をメーリングリストに送信し続けないこと

(理事 ML を利用した協議)

第 5 条

理事 ML を用いて理事への情報提供や相談事項がある際は、理事長若しくは副理事長に連絡をし、了解を得た上で事務局へメール配信を依頼する。

(規程の変更)

第6条

この規程の変更は、理事会の決議を経て行うものとする。

(その他)

第7条

その他必要な事項は、理事会の決定による。

(附則)

第8条

この規程は、平成30年10月27日より実施する。